

「推進施策の具体的な事業」

① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1) 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化の推進)

町民の生活基盤である住宅の耐震化は、安全・安心な生活を守るため重要な課題であることから、「矢吹町耐震改修促進計画」の見直しを図り、住宅・建築物の耐震改修の促進に努める。

〈主な事業〉

- ・住宅耐震改修促進事業（都市整備課）

(町有施設（本庁舎等）の耐震化及び長寿命化)

大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、町有施設の耐震化、長寿命化を図り、防災拠点となる本庁舎等の耐震性の確保し、防災拠点施設としての機能を発揮できるよう努める。

〈主な事業〉

- ・庁舎管理事業（企画総務課）

(教育施設の耐震化等)

学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、災害発生時、避難所として多くの住民の使用が想定される建物であることから、更なる安全性向上と防災機能の強化を図る。

〈主な事業〉

- ・幼稚園施設改修事業（教育振興課）
- ・小学校施設改修事業（教育振興課）
- ・小学校管理運営事業（教育振興課）
- ・小学校施設長寿命化計画書策定事業（教育振興課）
- ・中学校管理運営事業（教育振興課）
- ・給食施設整備事業（教育振興課）
- ・保育園業務運営事業（子育て支援課）
- ・幼稚園管理運営事業（子育て支援課）

(公共施設等の長寿命化の推進)

町内の多くの公共施設は、整備から 30 年以上が経過し耐用年数が経過した公共施

設等も増えていることから、「矢吹町公共施設等総合管理計画」や「矢吹町庁舎施設管理計画」等の各種計画に基づき、進行管理を行いながら、耐震性の確保と長寿命化に向けた個別計画の策定に取り組む。

〈主な事業〉

- ・ 地区集会所整備事業（まちづくり推進課）
- ・ 消防施設整備事業（まちづくり推進課）
- ・ 保健福祉センター管理運営事業（保健福祉課）
- ・ 福祉会館管理運営事業（保健福祉課）
- ・ 健康センター管理運営事業（保健福祉課）
- ・ タウンプロモーション事業（産業振興課）
- ・ 公共下水道整備管理運営事業（都市整備課）
- ・ 農業集落排水整備管理運営事業（都市整備課）
- ・ 水道施設整備管理運営事業（都市整備課）
- ・ 街路灯管理事業（都市整備課）
- ・ 町道管理事業（都市整備課）
- ・ 町営住宅管理運営事業（都市整備課）
- ・ 定住化促進住宅管理運営事業（都市整備課）
- ・ 橋梁の長寿命化事業（都市整備課）
- ・ 地区公民館管理運営事業（教育振興課）
- ・ 文化センター管理運営事業（教育振興課）
- ・ ふるさとの森芸術村管理運営事業（教育振興課）
- ・ 複合施設管理運営事業（教育振興課）
- ・ 体育施設管理運営事業（教育振興課）
- ・ 屋内外運動場管理運営事業（子育て支援課）

（消防団の充実・強化）

地域に密着し、住民の安全・安心を守る重要な役割を担っている消防団ですが、社会構造・就業構造の変化などにより消防団員が減少していることから、特定の消防団活動（火災発生時の初期消火・後方支援等および大規模災害時活動）のみを行う機能別消防団員（消防団 OB 団員）の活用を図るとともに、消防団への加入を促進し消防団機能の充実と強化を図る。

〈主な事業〉

- ・ 消防団活動運営事業（まちづくり推進課）
- ・ 消防施設整備事業（まちづくり推進課）

(公園施設の減災対策等)

都市公園等は、大規模な災害の発生時には、延焼防止、緊急避難場所あるいは救援活動の拠点として、防災効果を発揮できるよう災害への備えが必要であることから、防災備蓄倉庫等を付加し、防災機能の向上を図る。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）
- ・公園整備事業（都市整備課）
- ・公園管理事業（都市整備課）

(緊急輸送路等の防災・減災対策)

緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、指定されている道路であることから、国や県と連携し、日頃から道路施設の危険箇所（法面崩壊、土砂崩壊、落石等）の点検調査を行い防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。

また国道4号の4車線化事業に伴い、主要県道、町道等、都市計画道路の見直し等、国、県等連携を図りながら、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備についても検討を進める。

〈主な事業〉

- ・主要町道道路整備事業（都市整備課）
- ・都市計画道路推進事業（都市整備課）
- ・生活道路整備事業（都市整備課）
- ・一般町道整備事業（都市整備課）
- ・建築基準法みなし道路整備事業（都市整備課）
- ・町道管理事業（都市整備課）

(橋梁施設の耐震対策等)

平成30年に策定した橋梁の「長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防的な改修工事を行っていくとともに、緊急輸送路に位置する橋梁について耐震化対策を講じる。

〈主な事業〉

- ・橋梁の長寿命化事業（都市整備課）

(空き家・空き地対策の推進)

適切な管理が行われていない空き家は大規模自然災害の発生時に倒壊や火災発生の危険性が高いとともに、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題も有しており、空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、国、県、町及び地域住民等が連携して総合的な空き家対策を推進していく。

また空き家と同様に適切な管理が行われていない空き地についても、総合的な対策を推進していく。

〈主な事業〉

- ・自然環境保全事業（まちづくり推進課）
- ・公害対策事業（まちづくり推進課）
- ・空き家対策事業（都市整備課）

(2) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(都市下水路の整備等)

市街地等における治水対策として、都市下水路の適正な維持管理と改修等に取り組むとともに、大規模自然災害発生時においても、その機能が果たせるよう防災、減災対策を推進する。

〈主な事業〉

- ・排水路整備事業（都市整備課）

(河川管理施設の整備等)

令和2年1月31日に策定された、国の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトや県の緊急水災害対策プロジェクトと連携を図り、計画的な河川改修や維持管理に取り組む。

〈主な事業〉

- ・河川管理事業（都市整備課）

(農地等の整備等)

水田等の農地は豪雨時の洪水調節機能を果たすほか、農業用排水路は雨水排水の円滑化を図るうえで有効な施設であるため、農地等を適正に管理することで治水機能の

維持強化を進める。

〈主な事業〉

- ・土地改良事業（産業振興課）
- ・日本型直接支払交付金事業（産業振興課）
- ・農業振興地域整備計画策定事業（産業振興課）

（洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの更新）

令和元年台風第 19 号においては、既存の洪水ハザードマップの浸水想定エリアより広いエリアに浸水被害が発生したことから、洪水ハザードマップの早期の更新が必要である。

台風や集中豪雨などによる洪水災害から町民の生命・財産を守るため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、避難勧告等を遅滞なく発令できるよう、当町における避難勧告等の発令基準等について随時検討を行うとともに、関係機関が連携して対応できる体制の整備を図り、防災・減災対策の充実を図る。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）

（水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築）

洪水等の水害やがけ崩れ等の土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進し、地域住民の防災意識の向上を図っていく。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）
- ・消防団活動運営事業（まちづくり推進課）
- ・行政区長会運営事業（まちづくり推進課）

(3) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備）

地震や降雨に伴うがけ崩れに土砂災害から町民の生命と財産を守るため、県と連携のもと土砂災害防止等施設の整備をハード対策として推進する。

県から提供される急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ等の災

害に対応するための警戒避難基準に関する資料により、土砂災害ハザードマップを作成し、危険区域を地域住民に周知するとともに、災害時の避難行動等について住民理解の向上を図る。また、土砂災害等に関する警戒情報や避難情報を迅速かつ的確に伝える体制を整備する。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）
- ・消防団活動運営事業（まちづくり推進課）
- ・防災行政無線管理運営事業（まちづくり推進課）

（土砂災害等防止施設の整備等）

町内には土砂災害危険箇所 11 か所に点在しており、県と連携し、土砂災害等防止施設の適切な維持管理及び土砂災害等防止施設の整備促進のために協議を進める。

（水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築）【再掲】

洪水等の水害やがけ崩れ等の土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進し、地域住民の防災意識の向上を図っていく。

（4）暴風雪・豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

（雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化）

道路の除雪に関しては、毎年、町内建設関係事業者で構成されている矢吹町建設協力会と町とにおいて、除雪時期前に町道等の除雪事業に係る打合せ会を実施し、除雪計画及び実施路線の確認を行っているが、他の道路管理者との連携を図る。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）
- ・町道管理事業（都市整備課）

（5）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（防災教育の推進）

学校において、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し、

日常的な備えと状況に応じた的確な判断のもと自らの安全を確保するためにできるようにすること、災害発生時において、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成するため、家庭や地域社会の理解・協力を得ながら防災教育を推進する。

また、地震等の災害発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、住民一人ひとりが自らの命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的に実施し、自助・共助の取り組みを充実させることが重要であり、住民に対し、気象庁が発表する緊急地震速報や各種警報等、防災上必要な知識の普及・啓発及び防災組織の育成指導に努める。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）
- ・行政区長会運営事業（まちづくり推進課）
- ・行政区活動推進事業（まちづくり推進課）
- ・協働のまちづくり推進事業（まちづくり推進課）
- ・まちづくり団体支援事業（まちづくり推進課）
- ・行政区サポーター事業（まちづくり推進課）

（住民等への情報伝達体制の強化）

災害関連情報の途絶及び伝達の遅れを防ぐため、防災無線（屋外拡声システム）、防災ラジオ（戸別受信機）、携帯電話を活用したエリアメール、防災アプリ等の活用など情報伝達方法の多重化を図る。

停電時においても受信が可能な防災ラジオの設置について推進を図る。

〈主な事業〉

- ・防災行政無線管理運営事業（まちづくり推進課）

（避難所の機能強化）

現在、町では学校施設をはじめとする公共施設や地区集会所等を避難所として指定しているが、避難所における良好な生活環境の確保の取組指針を踏まえ、自家発電設備や施設のバリアフリー化、備蓄倉庫等の整備についても検討し、避難所としての防災機能の強化と環境整備を図る。さらに新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対応できる避難所の開設について、関係機関と連携を進め避難所の機能強化を図る。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）
- ・地区集会所整備事業（まちづくり推進課）
- ・保健福祉センター管理運営事業（保健福祉課）
- ・小学校施設改修事業（教育振興課）
- ・小学校施設長寿命化計画書策定事業（教育振興課）
- ・小学校管理運営事業（教育振興課）
- ・中学校管理運営事業（教育振興課）
- ・地区公民館管理運営事業（教育振興課）

（福祉避難所の充実・確保）

災害時における要配慮者等の円滑な避難行動を確保するため、医療機関や介護施設等、関係機関との協議を進め、福祉避難所の確保に努める。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）
- ・障がい者自立支援事業（保健福祉課）
- ・重度心身障がい者支援事業（保健福祉課）
- ・高齢者福祉サービス事業（保健福祉課）
- ・地域包括支援センター運営事業（保健福祉課）
- ・妊婦支援事業（保健福祉課）

（訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化）

災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な行動できるよう、各種の防災訓練及び災害対策本部の設置運営訓練等に取り組み、災害対応の必要な見直しを積み重ねていくことにより、防災関係機関や地元消防団等の連携体制と災害対応力の強化、住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上に努める。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）
- ・消防団活動運営事業（まちづくり推進課）
- ・消防施設整備事業（まちづくり推進課）

（在留外国人に対する多言語による情報提供）

在留外国人は、町内企業等の技能実習制度の活用により年々増加しており、大規模

災害発生時等における、避難情報の提供について、多言語行政サービスや同時通話が可能な通信機器の設置等を検討する。

〈主な事業〉

- ・防災行政無線管理運営事業（まちづくり推進課）
- ・広報やぶき事業（企画総務課）
- ・ホームページ管理事業（企画総務課）
- ・高度情報化推進事業（企画総務課）

（自助・共助の取組促進）

災害による被害を軽減するため、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。

当町においても、地域コミュニティが衰退してきており、地域の防災力の低下が予想されることから、町民の自助・共助について理解を深めていく。

〈主な事業〉

- ・行政区活動支援事業（まちづくり推進課）
- ・協働のまちづくり推進事業（まちづくり推進課）
- ・行政区長会運営事業（まちづくり推進課）
- ・地域集会所整備事業（まちづくり推進課）
- ・まちづくり団体支援事業（まちづくり推進課）
- ・行政区サポーター事業（まちづくり推進課）

（自主防災組織等の結成及び強化）

地域における相互扶助による防災活動が展開できるよう、自主防災組織の必要性について積極的に広報活動を行うとともに、研修会、防災訓練等、防災組織の活動を促進する取組を実施し、防災組織の結成と機能強化、地域防災力の向上に努める。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）
- ・消防団活動運営事業（まちづくり推進課）
- ・行政区活動支援事業（まちづくり推進課）
- ・協働のまちづくり推進事業（まちづくり推進課）
- ・行政区長会運営事業（まちづくり推進課）
- ・まちづくり団体支援事業（まちづくり推進課）

② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

(1) 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給体制の充実・強化)

大規模自然災害等の発生時における生活必需品等の調達や緊急輸送に関する協定について、新たな応援協定の締結等について取り組むとともに、協定内容について確認や見直しを行い、災害時の物資供給体制の充実・強化に努める。

〈主な事業〉

・災害対応推進事業（まちづくり推進課）

(応急給水体制の整備)

大規模自然災害が発生した場合であっても、飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や備蓄を継続して取り組む。また町民に対しても飲料水の備蓄について啓発に努める。

〈主な事業〉

・災害対応推進事業（まちづくり推進課）

(上水道施設の防災・減災対策)

大規模自然災害が発生した場合であっても、給水機能を確保するため、水道施設（基幹管路・配水管や配水池等）の適切な維持管理と計画的な耐震化や更新等を推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制の整備を促進する。

〈主な事業〉

・水道施設整備管理運営事業（都市整備課）

(避難所の機能強化) 【再掲】

現在、町では学校施設をはじめとする公共施設や地区集会所等を避難所として指定しているが、避難所における良好な生活環境の確保の取組指針を踏まえ、自家発電設備や施設のバリアフリー化、備蓄倉庫等の整備についても検討し、避難所としての防災機能の強化と環境整備を図る。さらに新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対応できる避難所の開設について、関係機関と連携を進め避難所の機能強化を図る。

(非常用物資の備蓄)

大規模自然災害発生時において、必要とされる非常用備蓄品について、計画的な備蓄、更新等を行っていくとともに、災害時、避難所となる学校等の公共施設においても防災備蓄倉庫等の整備について検討し、非常用物質の備蓄に努める。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）

(大規模災害時等における応援体制の充実・強化)

大規模災害時、県や近隣市町村、姉妹都市や交流市町村等との相互応援協定について実効性を確保するため、定期的な協議を行い、情報共有に努める。

〈主な事業〉

- ・三鷹市姉妹・友好市町村交流事業（まちづくり推進課）
- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）

(自助・共助の取組促進)【再掲】

災害による被害を軽減するため、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。

当町においても地域コミュニティが衰退してきており、地域の防災力の低下が予想されることから、町民の自助・共助について理解を深めていく。

(緊急輸送路等の防災・減災対策)【再掲】

緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、指定されている道路であることから、国や県と連携し、日頃から道路施設の危険箇所（法面崩壊、土砂崩壊、落石等）の点検調査を行い防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。

また国道4号の4車線化事業に伴い、主要県道、町道等、都市計画道路の見直し等、国、県等連携を図りながら、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備についても検討を進める。

(迂回路となり得る農道の整備)

農道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を担うことから、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査を行うとともに、計画的な整備に努める。

〈主な事業〉

・生活道路整備事業（都市整備課）

(2) 消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下

（訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化）【再掲】

災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な行動できるよう、各種の防災訓練及び災害対策本部の設置運営訓練等に取り組み、災害対応に必要な見直しを積み重ねていくことにより、防災関係機関や地元消防団等の連携体制と災害対応力の強化、住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。

（大規模災害時等における応援体制の充実・強化）【再掲】

大規模災害時、県や近隣市町村、姉妹都市や交流市町村等との相互応援協定について実効性を確保するため、定期的な協議を行い、情報共有に努める。

（消防団の充実・強化）【再掲】

地域に密着し、住民の安全・安心を守る重要な役割を担っている消防団ですが、社会構造・就業構造の変化などにより消防団員が減少していることから、特定の消防団活動（火災発生時の初期消火・後方支援等および大規模災害時活動）のみを行う機能別消防団員（消防団 OB 団員）の活用を図るとともに、消防団への加入を促進し消防団機能の充実と強化を図る。

（広域的な医療体制の充実・強化）

災害発生時において、多くの負傷者が発生した場合、町内医療機関における医師の不足、医療資機材の不足が生ずる可能性があることから、広域的な医療活動の応援協力を得るため、県、関係市町村及び関係機関と連携し、医療体制の充実・強化に努める。

〈主な事業〉

・災害対応推進事業（まちづくり推進課）

・地域救急医療体制整備事業（保健福祉課）

(災害時医療・福祉人材の確保)

災害発生時において必要な医療・福祉の提供を維持するため、関係医療機関及び防災関係機関との連携強化を促進するとともに、防災訓練や研修等を実施し、災害時における医療・福祉の人材確保に努める。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）
- ・地域救急医療体制整備事業（保健福祉課）

(傷病者等搬送体制の確立)

災害により、搬送経路となるべき道路交通基盤が被害を受けた場合を考慮し、複数の搬送経路を検討するとともに、ドクターヘリ離発着箇所の指定等広域搬送拠点の確保に努める。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）
- ・地域救急医療体制整備事業（保健福祉課）

(福祉避難所の充実・確保)【再掲】

災害時における要配慮者等の円滑な避難行動を確保するため、医療機関や介護施設等、関係機関との協議を進め、福祉避難所の確保に努める。

(下水道業務継続計画（BCP）の更新・見直し)

大規模自然災害等により下水道施設が被災した場合であっても、下水道の機能の維持、または早期回復するため策定された「矢吹町下水道業務継続計画（BCP）」に基づき、訓練の実施や計画見直し等を行い、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進する。

〈主な事業〉

- ・公共下水道整備管理運営事業（都市整備課）
- ・農業集落排水整備管理運営事業（都市整備課）

(下水道施設の維持管理)

大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、衛生環境の悪化や疫病、感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。

〈主な事業〉

- ・公共下水道整備管理運営事業（都市整備課）
- ・農業集落排水整備管理運営事業（都市整備課）
- ・合併処理浄化槽設置整備事業（都市整備課）

(3) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（感染症予防措置の推進）

災害時において感染症等がまん延する事態を防ぐため、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組むとともに、関係機関と連携を図り感染症予防措置を推進する。

〈主な事業〉

- ・予防接種事業（保健福祉課）

（避難所の機能強化）【再掲】

現在、町では学校施設をはじめとする公共施設や地区集会所等を避難所として指定しているが、避難所における良好な生活環境の確保の取組指針を踏まえ、自家発電設備や施設のバリアフリー化、備蓄倉庫等の整備についても検討し、避難所としての防災機能の強化と環境整備を図る。さらに新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対応できる避難所の開設について、関係機関と連携を進め避難所の機能強化を図る。

③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(1) 災害時の治安維持等災害対応力の強化

(災害時の治安維持体制の検討)

大規模災害の発生による停電、道路交通の混乱や避難に伴う空き家の増加により犯罪増加が予想されるため、災害時の治安維持体制について関係機関で連携を図る。

〈主な事業〉

- ・ 交通・防犯団体「新矢吹方式」運営事業（まちづくり推進課）
- ・ 子ども安全対策事業（教育振興課）

(2) 町行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(業務継続に必要な体制の整備)

大規模自然災害発生し、職員自らも被災した場合、行政機能の低下が予想される。その状況において、災害復旧や優先度の高い業務を的確に行うため、業務継続計画を作成し、業務継続のための訓練や非常時優先業務の検討、災害対応等に必要不可欠な行政機能を確保するための体制の構築に努める。

〈主な事業〉

- ・ 職員育成事業（企画総務課）
- ・ 災害対応推進事業（まちづくり推進課）

(受援体制の整備)

大規模自然災害発生時には、県や他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れるために、受け入れ窓口・対象業務等、受援体制の整備を推進するとともに、各種相互応援協定等について、相互に情報共有を図り連携の強化に努める。

〈主な事業〉

- ・ 災害対応推進事業（まちづくり推進課）

(防災拠点施設の機能確保)

防災拠点施設である矢吹町役場本庁舎等の情報通信、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に努める。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）
- ・庁舎管理事業（企画総務課）

（町有施設（本庁舎等）の耐震化及び長寿命化）【再掲】

大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、町有施設の耐震化、長寿命化を図り、防災拠点となる本庁舎等の耐震性の確保し、防災拠点施設としての機能を発揮できるよう努める。

（公共施設等の長寿命化の推進）【再掲】

町内の多くの公共施設は、整備から 30 年以上が経過し耐用年数が経過した公共施設等も増えていることから、「矢吹町公共施設等総合管理計画」に基づき、進行管理を行いながら、耐震性の確保と長寿命化に向けた個別計画の策定に取り組む。

（訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化）【再掲】

災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な行動できるよう、各種の防災訓練及び災害対策本部の設置運営訓練等に取り組み、災害対応の必要な見直しを積み重ねていくことにより、防災関係機関や地元消防団等の連携体制と災害対応力の強化、住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上に努める。

（大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化）【再掲】

大規模災害時、県や近隣市町村、姉妹都市や交流市町村等との相互応援協定について実効性を確保するため、定期的な協議を行い情報共有に努める。

（緊急車両等に供給する燃料の確保）

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため関係機関と協定を締結しているが、災害時の連絡体制、供給方法等についても検討していく。

また災害時に必要な燃料等の備蓄についても検討する。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）

④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

(1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設の機能確保)【再掲】

防災拠点施設である矢吹町役場本庁舎等の情報通信、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に努める。

(情報システムの業務継続体制 (ICT-BCP) の強化)

大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、ICT部門の業務継続計画の早期策定に着手し、情報システムの業務継続の体制強化を図る。

〈主な事業〉

- ・ 災害対応推進事業 (まちづくり推進課)
- ・ 高度情報化推進事業 (企画総務課)
- ・ 教育情報化推進事業 (教育振興課)

(情報通信設備の耐災害性の強化)

災害等による地域停電でも情報通信設備が止まらない体制の確保に向け、重要ネットワーク機器の運用管理等の検討を進めるとともに、情報通信設備の耐災害性の強化を図る。

〈主な事業〉

- ・ 災害対応推進事業 (まちづくり推進課)
- ・ 防災行政無線管理運営事業 (まちづくり推進課)
- ・ 高度情報化推進事業 (企画総務課)
- ・ 教育情報化推進事業 (教育振興課)

(2) 災害情報が必要な者に伝達できない事態

(多様な通信手段の確保)

災害時の情報伝達手段として、インターネット等の有線系メディアの活用のほか、携帯電話の緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の臨時的通信機器の確保など、多様な通信手段の確保に取り組む。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）
- ・防災行政無線管理運営事業（まちづくり推進課）
- ・行政区長会運営事業（まちづくり推進課）
- ・広報やぶき事業（企画総務課）
- ・ホームページ管理事業（企画総務課）
- ・高度情報化推進事業（企画総務課）
- ・教育情報化推進事業（教育振興課）

（住民等への情報伝達体制の強化）【再掲】

災害関連情報の途絶及び伝達の遅れを防ぐため、防災無線（屋外拡声システム）、防災ラジオ（戸別受信機）、携帯電話を活用したエリアメール、防災アプリ等の活用など情報伝達の多重化を図る。

停電時においても受信が可能である防災ラジオの設置について推進を図る。

⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

(1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

（緊急輸送路等の防災・減災対策）【再掲】

緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、指定されている道路であることから、国や県と連携し、日頃から道路施設の危険個所（法面崩壊、土砂崩壊、落石等）の点検調査を行い防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。

また国道4号の4車線化事業に伴い、主要県道、町道等、都市計画道路の見直し等、国、県等連携を図りながら、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備についても検討を進める。

（迂回路となり得る農道の整備）【再掲】

農道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を担うことから、日頃から道路施設の危険個所の点検調査を行うとともに、計画的な整備に努める。

（橋梁施設の耐震対策等）【再掲】

平成30年に策定した橋梁の「長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防的な改修工事を行っていくとともに、緊急輸送路に位置する橋梁について耐震化対策を講じる。

（家畜伝染病対策の充実・強化）

家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策のための各種予防注射の実施を推進するとともに、災害時における初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結など、家畜伝染病対策の充実・強化に向けた取組を促進し、関係機関との緊密な連携し、家畜防疫体制の一層の強化を図る。

〈主な事業〉

・畜産振興事業（産業振興課）

(2) 食料等の安定供給の停滞

(緊急輸送路等の防災・減災対策)【再掲】

緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、指定されている道路であることから、国や県と連携し、日頃から道路施設の危険箇所（法面崩壊、土砂崩壊、落石等）の点検調査を行い防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。

また国道4号の4車線化事業に伴い、主要県道、町道等、都市計画道路の見直し等、国、県等連携を図りながら、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備についても検討を進める。

(迂回路となり得る農道の整備)【再掲】

農道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を担うことから、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査を行うとともに、計画的な整備に努める。

(食料生産基盤の整備)

食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

〈主な事業〉

- ・集落営農推進事業（産業振興課）
- ・経営所得安定対策事業（産業振興課）
- ・有機・特別栽培農業推進事業（産業振興課）
- ・強い農業づくり推進事業（産業振興課）
- ・農地中間管理機構活用事業（産業振興課）
- ・水田農業構造改革対策事業（産業振興課）
- ・土地改良事業（産業振興課）

(農業水利施設の適正な保全管理)

町内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少等により、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設の適正な維持管理に取り組める体制づくりを促進する。

〈主な事業〉

- ・日本型直接支払交付金事業(産業振興課)

⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(1) 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

(避難所等へのLPガス供給)

災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定の締結を進め、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うために必要なLPガス燃料・器具等を確保するとともに、日頃からの協力要請や連絡体制を相互に確認し、ガス供給事業者との連携強化を図る。

〈主な事業〉

・災害対応推進事業（まちづくり推進課）

(電力関係事業者との連携強化)

大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等、重要施設において必要となる電力を確保するため、日頃からの電力関係事業者及び町内の電気設備事業者との連絡体制の確認、連携強化を図り、各施設の電力の応急対策の充実を図る。

〈主な事業〉

・災害対応推進事業（まちづくり推進課）

(緊急車両等に供給する燃料の確保)【再掲】

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため関係機関と協定を締結しているが、災害時の連絡体制、供給方法等についても検討していく。

また災害時に必要な燃料等の備蓄についても検討する。

(避難所の機能強化)【再掲】

現在、町では学校施設をはじめとする公共施設や地区集会所等を避難所として指定しているが、避難所における良好な生活環境の確保の取組指針を踏まえ、自家発電設備や施設のバリアフリー化、備蓄倉庫等の整備についても検討し、避難所としての防災機能の強化と環境整備を図る。さらに新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に対応できる避難所の開設について、関係機関と連携を進め避難所の機能強化を図る。

(2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(上水道施設の防災・減災対策)【再掲】

大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、水道施設（基幹管路・配水管や配水池等）の適切な維持管理と計画的な耐震化や更新等を推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制の整備を促進する。

(下水道業務継続計画（BCP）の更新・見直し)【再掲】

大規模自然災害等により下水道施設が被災した場合であっても、下水道の機能の維持、または早期回復するため、策定された「矢吹町下水道業務継続計画（BCP）」に基づき、訓練の実施や計画見直し等を行い、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進する。

(下水道施設の維持管理)【再掲】

大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、衛生環境の悪化や疫病、感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。

(農業集落排水施設の整備等)

農業集落排水施設の最適化構想をもとに、各地区の集落排水施設について、安定的な能力を発揮するために、計画的な改築・更新をすすめ、農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全や公共用水域の水質保全を促進する。

〈主な事業〉

・農業集落排水整備管理運営事業（都市整備課）

(3) 地域交通ネットワークが分断する事態

(緊急輸送路等の防災・減災対策)【再掲】

緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、指定されている道路であることから、国や県と連携し、日頃から道路施設の危険箇所（法面崩壊、土砂崩壊、落石等）の点検調査を行い防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。

また国道4号の4車線化事業に伴い、主要県道、町道等、都市計画道路の見直し等、国、県等連携を図りながら、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備についても検討を進める。

(迂回路となり得る農道の整備)【再掲】

農道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を担うことから、日頃から道路施設の危険個所の点検調査を行うとともに、計画的な整備に努める。

(橋梁施設の耐震対策等)【再掲】

平成30年に策定した橋梁の「長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防的な改修工事を行っていくとともに、緊急輸送路に位置する橋梁について耐震化対策を講じる。

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備)【再掲】

地震や降雨に伴うがけ崩れに土砂災害から町民の生命と財産を守るため、県と連携のもと土砂災害防止等施設の整備をハード対策として推進する。

県から提供される急傾斜地崩壊危険個所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ等の災害に対応するための警戒避難基準に関する資料により、土砂災害ハザードマップを作成し、危険区域を地域住民に周知するとともに、災害時の避難行動等について住民理解の向上を図る。また、土砂災害等に関する警戒情報や避難情報を迅速かつ的確に伝える体制を整備する。

(雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化)【再掲】

道路の除雪に関しては、毎年、町内建設関係事業者で構成されている矢吹町建設協力会と町とにおいて、除雪時期前に町道等の除雪事業に係る打合せ会を実施し、除雪計画及び実施路線の確認を行っているが、他の道路管理者との連携を図る。

(地域交通の確保)

鉄道・タクシー等の地域交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、交通機関の利用促進・経営安定化支援など、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進する。

〈主な事業〉

・公共交通推進事業(まちづくり推進課)

・タウンプロモーション事業（産業振興課）

(4) 異常渇水等による用水の供給途絶

（渇水時における情報共有体制の確保）

いざ渇水が発生したとしても町内の渇水状況を迅速に把握し、的確な初動対応を実現できるように、渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報共有体制の強化を図る。

〈主な事業〉

・水道施設整備管理運営事業（都市整備課）

（農業用水の渇水対策）

異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実を図る。

〈主な事業〉

・土地改良事業（産業振興課）

⑦ 制御不能な二次災害を発生させない

(1) ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業水利施設の適正な保全管理)【再掲】

町内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少等により、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設の適正な維持管理に取り組める体制づくりを促進する。

(農業用ため池の防災・減災対策)

東日本大震災では多くのため池で損壊等の被害が発生したという教訓を踏まえ、農業用ため池の防災・減災対策の推進を図る。

〈主な事業〉

・ため池整備事業（産業振興課）

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備)【再掲】

地震や降雨に伴うがけ崩れに土砂災害から町民の生命と財産を守るため、県と連携のもと土砂災害防止等施設の整備をハード対策として推進する。

県から提供される急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ等の災害に対応するための警戒避難基準に関する資料により、土砂災害ハザードマップを作成し、危険区域を地域住民に周知するとともに、災害時の避難行動等について住民理解の向上を図る。また、土砂災害等に関する警戒情報や避難情報を迅速かつ的確に伝える体制を整備する。

(2) 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進)

災害・事故発生時の化学物質による環境汚染を防止するため、工場・事業所における化学物質の使用量・製造量の把握や周辺環境（大気・排出水等）の調査に取り組むとともに、工場・事業所における管理規程の作成、施設・設備の保守点検の実施及び緊急時における迅速な応急措置等を促進し、有害物質使用工場・事業所における防災・減災対策及び有害物質の拡散・流出防止対策を推進する。

〈主な事業〉

・公害対策事業（まちづくり推進課）

（アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体）

災害発生時においてアスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露するおそれがあることから、平常時から関係部局等との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための体制整備を進める。

〈主な事業〉

・公害対策事業（まちづくり推進課）

(3) 農地等の荒廃による被害の拡大

（食料生産基盤の整備）【再掲】

食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

（農業水利施設の適正な保全管理）【再掲】

町内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少等により、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設の適正な維持管理に取り組める体制づくりを促進する。

（鳥獣被害防止対策の充実・強化）

近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、農地の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関との連携協力による鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る。

〈主な事業〉

- ・有害鳥獣対策事業（産業振興課）

（農業の担い手確保・育成）

農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響による風評等、営農意欲の減退等の課題が懸念される中において、農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するため、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組む。

〈主な事業〉

- ・農業担い手育成総合支援事業（産業振興課）

（4）風評等による地域経済等への甚大な影響

（風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等）

○災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響をうけるという経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報を発信していくとともに、新たな観光資源の開発や観光施設の整備、農業と観光が連携した新たな誘客スポット等を創出して、交流人口・観光人口に対する戦略的・効果的な対策に取り組むとともに、食の高付加価値化や農産物の加工品の販売・消費拡大を図るため、農産物販路拡大及び「6次化商品開発」の支援対策に努め産地ブランド力の向上に取り組む。

〈主な事業〉

- ・広報やぶき事業（企画総務課）
- ・ホームページ管理事業（企画総務課）
- ・高度情報化推進事業（企画総務課）
- ・三鷹市姉妹・友好市町村交流事業（まちづくり推進課）
- ・東京やぶき会運営事業（まちづくり推進課）
- ・商業活性化対策推進事業（産業振興課）
- ・やぶきフロンティア祭り開催事業（産業振興課）
- ・地域ブランド化推進事業（産業振興課）
- ・矢吹産米等販路拡大推進事業（産業振興課）

- ・農産物等放射能測定事業（産業振興課）
- ・中心市街地復興・街づくり支援事業（産業振興課）
- ・有機・特別栽培農業推進事業（産業振興課）
- ・ふるさと水と土保全事業（産業振興課）
- ・ふくしま森林再生事業（産業振興課）
- ・真夏の夜の鼓動事業（産業振興課）
- ・タウンプロモーション事業（産業振興課）
- ・西側地域里山づくり事業（都市整備課）
- ・フラワーロード花いっぱい事業（都市整備課）
- ・教育情報化推進事業（教育振興課）

⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(1) 発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定・処理・収集運搬体制の充実・強化)

大規模な災害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することがから、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処理・処分に関する体制の充実・強化に取り組む。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）
- ・「遺魂し運動」推進事業（まちづくり推進課）

(2) 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(人的支援の受け入れ)

町の職員・施設等が被災することによって行政機能が大幅に低下し、復旧・復興が遅れる事態を回避するため、関係機関との連携を密にしながら、国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の受け入れ等を円滑に行う体制の整備を進めていく。

〈主な事業〉

- ・災害対応推進事業（まちづくり推進課）
- ・三鷹市姉妹・友好市町村交流事業（まちづくり推進課）

(大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化)【再掲】

大規模災害時、県や近隣市町村、姉妹都市や交流市町村等との相互応援協定について実効性を確保するため、定期的な協議を行い情報共有に努める。

(復旧・復興を担う人材の育成)

大規模自然災害の発生時において、二次災害の発生を未然に防止し、応急復旧活動を円滑に実施する体制を整えるため、複雑化かつ多様化する復旧・復興業務へ速やかに対応できる人材育成を推進する。

〈主な事業〉

- ・職員育成事業（企画総務課）

(災害・復興ボランティア関係団体との連携強化)

大規模自然災害が発生した場合、ボランティアを必要とする応急対応の内容及び場所の把握に努め、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、矢吹町社会福祉協議会等、関係機関団体等との連携を強め、災害・復興ボランティア受入体制の充実を図り効率的な活用を図る。

〈主な事業〉

- ・ボランティアネットワーク事業（まちづくり推進課）
- ・東京やぶき会運営事業（まちづくり推進課）
- ・教育ボランティア活用事業（教育振興課）

(3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域交通の確保)【再掲】

鉄道・タクシー等の地域交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、交通機関の利用促進・経営安定化支援など、地域交通の維持・確保のための取組を推進する。

(自助・共助の取組促進)【再掲】

災害による被害を軽減するため、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。

当町においても、地域コミュニティが衰退してきており、地域の防災力の低下が予想されることから、町民の自助・共助について理解を深めていく。

(自主防災組織等の結成及び強化)【再掲】

地域における相互扶助による防災活動が展開できるよう、自主防災組織の必要性について積極的に広報活動を行うとともに、研修会、防災訓練等、防災組織の活動を促進する取組を実施し、防災組織の結成と機能強化、地域防災力の向上に努める。

(地籍調査の推進)

地籍の明確化は、各防災対策や被災後の迅速な復旧・復興、適切に資するものであるため、地籍調査の早期完了に向け、国、県や各関連分野との調整を行い、「国土調査法第19条第5項指定」等の活用も検討しながら地籍調査の推進を図る。